

COVID-19流行下における就学義務制をめぐる議論の展開について

小椎葉, 大樹
九州大学大学院人間環境学府 : 修士課程在学

<https://doi.org/10.15017/7172321>

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 23, pp.15-22, 2024-03-18. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law Graduate School of Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



COVID-19流行下における就学義務制をめぐる議論の展開について

小椎葉 大樹
(九州大学／大学院生)

- I はじめに
- II COVID-19以前の就学義務制の研究動向
- III COVID-19による就学義務制の議論の展開
- IV おわりに

I はじめに

2020年より発生した新型コロナウイルス感染症（以下 COVID-19）の影響により、全国の学校が一斉に休校することになった。この休校によって日本国憲法26条や教育基本法5条、学校教育法17条などから規定される公教育（普通教育）を学校にて受けさせる義務、つまり就学義務制が物理的に達成できない状況下に置かれた。

そのような状況下に対し、小早川、榎（2022）はコロナ禍で展開された研究や行政や諸団体による複数の調査をもとに、コロナ禍の教育をめぐる実態を詳細に把握した上で、生活・学習の両面で各家庭が多くの役割を担うことになったことを指摘している。また末富（2021）は休校中の子どもたちへの学びの機会保障について、小規模ながら直接支援活動の中核を担ったのは民間支援団体であったことを報告している。

さらに、コロナ禍において学校に対する社会の依存度が顕在化した。水本（2021）は学校へのケアの期待（依存）の高さが浮き彫りになったとして、子どもや若者が生徒や学生以外のアイデンティティと学校以外の居場所や人間関係を持てないようにした学校化の現実を問うべきと指摘している。佐古（2021）はこの指摘を受け、「学校という場における教育の遂行が困難となることで、学校が担っていた福祉的機能や社会的機能の非代替性が浮かび上がった」¹として、COVID-19の影響を受けた際に浮かび上がった学校の機能をまとめた上で、学校が担うべき機能を再度検討して、学校をどう構築すべきかを捉え直す必要があることを提起している。

このように COVID-19の流行は、学校の機能や概念が大きく問われることになった契機となった。しかし、COVID-19が流行する以前においても学校

の概念を再構築するような潮流が存在した。例えば、2016年12月7日に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下教育機会確保法）があげられよう。理念法として成立したこの法律は教育を行う場として学校のみならず「多様な学びの場」において教育機会を保障することを目指すことにより、就学義務の緩和をもたらしたと評価されている²。

このような潮流が存在する中で、COVID-19の流行下、とりわけ全国一斉休校は就学義務制をめぐる議論にどのような影響を与えたのだろうか。本稿は、COVID-19以前の就学義務制の研究動向を確認した上で、COVID-19による就学義務制の議論について、研究動向と実態への影響を整理することにより、就学義務制の日本像と実現への課題を提示することを目指す。

II COVID-19以前の就学義務制の研究動向

就学義務制は上述の通り、日本国憲法26条1項に定められた教育を受ける権利を履行するために、教育基本法5条や学校教育法17条などによって条件整備が図られるような構築になっている。この「教育を受ける権利」から何が導き出されるのかについては多数の学説が存在する中、植野（2014）は経済的配慮を要求する権利であるとする説（生存権説）、主権者教育権説（公民権説）、学習権説の3点に整理している。本章では、この3点の中でも本稿にて焦点を当てる就学義務制に関連する学習権説について、また「はじめに」で述べた就学義務制の保障に向けた新しい理念法である教育機会確保法の研究動向についてそれぞれ整理する。

1. 学習権説の展開

(1) 就学者と就学校をめぐる在学関係に関する学説

学習権説は教育を受ける権利から導き出される権利の中でも主流な学説である。成嶋（1994）は、学習権の概念について、「親や教師の教育の自由といった教育人権を根拠づけ、公教育に関わる諸主体の権利義務関係を構造的に捉える視点を提供する」と評価している。この学習権に基づいて、就学義務制に関わる諸主体の権利義務関係を構造的に捉えようとした学説が在学契約説である。

在学契約説については雪丸（2007）が詳しい。雪丸は民法学者兼子一による「市民法的契約関係」の提起を受け、特殊法契約としての教育法契約説の立場から在学契約説を論じた兼子仁（1989）の教育法契約説、そして行政法学者室井力による「私法契約」の提起を受け、教育の私事性の観点から在学契約説を展開した伊藤（2000）の2名の論を整理している。

両者の論に関して、多少の違いはあるが、就学者と就学校の間では双方の自由意思により権力関係ではない対等な権利義務関係が取り結ばれ、それゆえ契約が結ばれるとした主張は合致しており、両者の論は当時の在学関係論の通説になっていた。

この在学契約説について、雪丸は続けて義務教育諸学校への入学の強制と、就学者の意思が反映されないこと、また契約と解する根拠法やその手続きがないまま論じられていることを指摘しながら、教育行政が行政法学の基本分類の一つである給付行政、その中でも行政契約でなく、行政行為にあたるとして、「在学契約説は権力関係を放棄するための消極的根拠によって成立したものの、その要素である合意の存在を前提とした構成を放置したこと理論となっていると言っても過言ではなかろう」（原文ママ）³として、在学契約説の放棄を主張している。

同様の主張は別の論者からも行われている。在学契約によって行われる学習権保障を生徒にとっての債権とみなし、債権を行政法学の視点から教育給付を受ける権利とみなすことにより、生徒は出席して給付を受け取る義務が発生しており、欠席は受領延滞であり、債務履行が遅れるだけであるという受領延滞説が中野（1999）によって展開されている。

これに対し、渡部（2009）は欠席を債権者が信義則違反で権利を失うということ、また受領延滞による債務者の費用負担が増える場合は、債権者にそれ相応の損害賠償責任が生ずるという論拠に無理があ

るのではないかとし、異議を唱えている。

以上より、就学義務制をめぐる学説の一つである在学契約説について俯瞰してきた。この後、就学校と就学者間の契約という状況が一部自治体による学校選択制の導入によって限定的に展開されたが、依然として就学義務全体に関わる学説としては説得力に欠けると評価せざるを得ないだろう。

(2) 不登校の権利と学習権の保障

1980年代に入ると、長期欠席として扱われていた子どもたちが「登校拒否」「学校不適合」として捉えられることとなる。樋田（1997）によると、長期欠席が「登校拒否」「学校不適合」として捉えられるようになった契機である文部省の統計「学校基本調査」の言説を「不登校問題の深刻化を統計的に押さえてきた」⁴とした上で、その後の文部省の言説として「不登校は誰にでも起こりうる」「民間施設への出席」等を挙げ、不登校児をも行政の対象にしようという文部省のなわばりの維持・拡大の意図やそれに対するフリースクール関係者の対抗言説の出現、不登校児や不登校生徒を学校から排除するのもやむを得ない等の含意を指摘している。

このような政治的・社会的影響を受け、就学義務制は学校外教育へ視点が変化していき、フリースクールを中心とした実態の調査や公教育の一環として認めるべきといった主張が行われている。

また先述した渡部は在学契約説の限界性を論じながら、憲法論・権利論から論じられた「不登校の権利」という言説に着目し、理論の整理と批判的検討を行っている。その上で、これまでの就学義務制に足りない視点として、「就学＝通学・登校」という思い込み、ないし学校教育法制への理解不足の下に論議されてきたことを指摘し、学校教育法81条3項による教育派遣規定に基づいた「不登校の権利」が存在することを主張する。具体的に述べると、「不登校の権利」の主張を「通学しない権利」と「就学しない権利」とが概念的に混在している点を示し、それぞれ「就学しない権利」を行使する場合には認可されたホームスクール等での教育を、「通学しない権利」を行使する場合には教員派遣や訪問教育等を活用したデリバリー教育への広がり志向できると述べている。

しかし、ここで法的根拠としている学校教育法72条や81条、同施行規則の131条はあくまでも特

別な支援が必要な児童に対して定めているものであり、すべての児童に対して適用できるものではない。今日においても渡部が「不登校の権利」の存在を提唱した際と同様の運用形式が取られている以上、渡部が論じた就学義務制の新たな展開は「展望」に留まっているといえよう。

2. 教育機会確保法を通じた議論の展開

前節において不登校児童生徒に対する学習権の保障の議論の展開は述べてきたところであるが、2016年12月7日、不登校児童生徒と義務教育未修了者・形式卒業者への普通教育の保障を目的とした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下教育機会確保法）が成立する。喜多（2017）によると、教育機会確保法は日本国憲法26条を直接受ける法律であり、なおかつ学校外の普通教育の機会確保に初めて道を開くものであると評されている。

この教育機会確保法の成立過程について、谷口（2016）は2016年5月10日に提出された教育機会確保法案と、2015年9月15日に当時の馳座長が考案した「義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律案」（以下多様な機会確保法案）とを比較することで、教育機会確保法案の特徴を考察している。

考察した特徴の一つとして、多様な機会確保法案では「普通教育を受けさせる義務」＝「就学義務」とされてきた義務教育の在り方を根本から変更することを目的として、フリースクールやホームスクーリングを公教育制度の中に位置づけること（多様な教育機会の確保）が構想されていたことに対し、教育機会確保法案では、「多様な教育機会の確保」という文言が全て削除され、その内容は不登校児童生徒に対する施策に置き換えられていることにより、義務教育の段階における普通教育を受ける機会として、「学校」がその第一の場であるという考えが示されていることを指摘している。また、「不登校特例校」の整備状況を確認した上で、教育機会確保法を「不登校の要因に則した施策の法定になっておらず、不登校を児童生徒の個別問題に綏小化した上で、彼らの教育機会を「分離」する制度構想だと言える」⁵と批判している。

また石井（2016）は現政権が準備している教育政策である教育機会確保法が他分野・他領域における

諸施策とも連動するものであることを念頭において解析した上で、これまで限定されてきた設置主体の多様化を促す点で新しい制度論的な特質、つまり教育の商品化による市場化へとつながる可能性が高いことを指摘し、「むしろ不登校問題を拡大させる可能性があると言うべきであろう」⁶と評価している。

以上より、教育機会確保法は学校外の普通教育の機会確保へと向かう新たなきっかけになると共に、不登校児童生徒や夜間中学生徒を主な対象とした法律となったことにより、学校が普通教育を受ける機会の中心であることが再認識されたり、公教育の設置主体の更なる市場化へとつながることが懸念されていた。

Ⅲ COVID-19による就学義務制の議論の展開

1. COVID-19による就学義務制の研究動向

前章で触れてきた通り、就学義務制はCOVID-19が流行する以前から焦点が当てられる論点であり、その議論の内容は学校外での教育をどの程度認めるのかに終始していた。ではこの議論はCOVID-19が流行した影響を受け、どのように展開されたのだろうか。結論から述べると、学校外で行われる普通教育保障の概念が、学校外で教育を受ける場としての学校外教育と、学校外の教育主体が教育を提供する教育外教育という2つに整理され、双方の概念を基に、就学義務制において就学と通学を分離させるような論考が増加している。

上記の概念の分類において、参考になるのが、宮口（2020a、2020b）の論考である。宮口は日本の就学義務制度について、就学義務が課された親の子どもはすべて学校に在籍させる仕組みをとっていることを踏まえ、就学義務制を再考することを「学校以外の場における義務教育をいかに認めるべきか、認めざるべきかを考えることである」とする。さらにその学校以外の場における義務教育が指す概念について、アメリカの多様なホームスクूलを保障する制度を整理することで、学校外で行われる教育機会を「義務教育の提供主体も学習の場も学校以外となるホームスクूल（退出のホームスクूल）と、学習の場のみを学校から家庭に移し、学校が義務教育を提供し続けるホームスクूल（拡張のホームス

クール) という、二つの理念型を見出すこと」⁷⁾により、新たな分類ができるとしている。

この2つの概念そのものや類似した観点を踏まえた論考が以降発表されている。例えば、休校中の学びを履修として代替することを認める文科省の通知⁸⁾と宮口の観点を根拠に、貞広(2020)は、義務教育段階に修得主義的な考え方を取り入れる可能性があると述べる。具体的には、一部の子どもたちが休校中の学びの保障で経験したようなオンラインでの学びと対面での学びを往還させるようなハイブリッドなシステムに、修得主義的要素が加味されると、学校以外の場での教育を公教育として認める多様な教育方式が受容される余地が広がるとして、義務教育を受ける場の発展に関して拡張のホームスクールの例を以下のように示している。

例えば、1)学習の場こそ家庭であるが、二重学籍やパートタイム就学を認めることで、ホームスクールと公立学校の双方に在籍し、学校での授業や課外活動に参加したり、2)公立学校が提供する遠隔教育プログラムを受けたり、3)私立学校や学区が提供する教育プログラムを受けたりする制度を指す。(p29)

これは従来議論されてきた、親が家庭教師や私塾など学校外において教育を受けさせる義務を履行することを指す「学校への通学義務」に対し、貞広は学校で行われる学習を家庭で受けることによる「学校への通学義務」(拡張のホームスクール)の新しい展開の可能性を示唆している。

また、滝沢(2021)は、これまでの就学義務制において、子どもが「就学が困難である状況」によって、子どもが在籍する特定学校に通学・出席せず、保護者の就学義務の不履行が認められない場合、子どもの普通教育を受ける権利が保障されない状況に陥るという制度上の欠陥があると指摘している。その中で、コロナ禍におけるオンライン学習・授業の広がりによる学校現場への影響と、令和3年1月26日に中央教育審議会から答申された「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」にて、ICTをこれからの学校教育を支える基盤と位置付け、対面指導と遠隔・オンライン教育のハイブリッド化が答申サイドから構想さ

れていることに対して、「『通学』を前提とする日本の普通教育機会保障における「陥穽」を埋める積極的な姿勢が示されていると捉えることができよう」⁹⁾と評価している。

以上、これまでの就学義務制と通学概念を相対化しているコロナ禍の動向を踏まえて、就学義務履行(普通教育機会保障)の類型を一条校か非一条校か、通学か非通学を組み合わせた以下の4つにカテゴリズし、それぞれの実現性を検討している。

表1 就学義務履行(普通教育機会保障)の類型

	通学	非通学
一条校	① (①')	②
非一条校	③	④

①通学を前提とした一条校への就学義務

①' 通学を前提とした一条校への就学義務に際し、不登校児童生徒の「出席扱い」、不登校特例校におけるオンライン学習を含む(普通教育機会保障の現状)

②通学を前提としない非通学の就学を不登校児童生徒に限定せず認める(オンライン通学・出席)

③通学を前提とした就学義務の対象である一条校の枠組みの拡大(「出席扱い」を受けるためのフリースクール等の公的認証制度の確立(①'))

④通学を全としない非通学の非一条校(家庭を含む)を就学義務の対象に含める(非一条校が提供するオンライン学習、ホームスクーリング=教育義務制度への移行)

滝沢(2021)より引用。

滝沢が提起した分類は一見渡部が提起した特別支援教育に関する現行制度を活用した通学しない権利の保障と同様の主張とも見受けられる。しかし、渡部は特別支援教育という就学義務ではない別ベクトルでの可能性を見出したのに対し、滝沢は全国一斉休校によって子どもが「就学が困難である状況」へおかれた事実により、自宅で就学義務を履行する可能性が顕在化したと主張している。両者の現行法制への期待と事実に基づく新しい制度構築の必要性という視点の違いは、もちろん両者の立場や時間による制度の変更等、要因に関しては様々なものがあげられるが、そのうちの一つとして、COVID-19による一斉休校のインパクトは少なくとも関わってくる

であろう。

また、貞広に関しても「義務教育を受ける場としての学校外教育」における新しい展開の実現性を主張する際に、コロナ禍の休校により進んだICTの導入や遠隔・オンライン教育を理由として挙げている。このような就学義務≠一条校への通学の議論や日本における拡張のホームスクールの導入可能性についての検討が深まった要因には、少なくともコロナ禍で新しく見えた学校教育の姿が関わっているだろう。

2. COVID-19による就学義務制の実態と影響

COVID-19の流行から3年が経過した今、就学義務制の実態はどのように変化しているのか、またどのような議論になりつつあるのかについて、前項の動向を踏まえながら触れていく。

文部科学省は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」という全国調査を毎年公開している。不登校児の増加が注目される本調査結果では、学校外の機関等で相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数及び、不登校児童生徒のうち自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数の情報が記載されている。COVID-19発生直前の2019年から現在公開されている2022年までのデータを取りまとめた表を以下に示す。

表2 表1の①'に該当する普通教育機会保障を受けている児童生徒数（人）

年度	学校外の機関等で相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数（人）	自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数（人）
2019	23194	286
2020	24260	2626
2021	27997	11541
2022	32632	10409

文部科学省の調査結果より、筆者作成。

どちらも児童生徒数も2019年から増加しているが、注目すべきは自宅におけるICT等を活用した

学習活動により出席扱いになった児童生徒数が2020年から2021年にかけて4倍以上に増えていることであろう。先述したように、2020年はCOVID-19の流行により全国一斉休校が決定し、休校中の学びを履修として代替することを認める方向性が通知された年である。その通知は2021年2月19日に「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」として常態化されることになった。ICTを活用したオンラインでの出席は滝沢が指摘したように「現に学校教育に馴染めないでいる子供」を対象としているものではあるが、常態化に伴い限定的な運用方法ではなくなったことは特質すべき点であろう。

しかし、先述した滝沢が指摘しているように、普通教育機会保障の現状が就学義務を課せられる一条校への非通学を普通教育機会保障として積極的に位置づけるもの（表1の②に該当する実態）ではないことには留意したい。

直近の義務教育に関する議論が行われている「義務教育の在り方ワーキンググループ」においても普通教育機会保障は学校を中心に行うこととする前提は変わっておらず、なおかつICT等を活用した学びへのアクセスを保障するための取組については、教育機会確保法の議論の際に中心となった不登校児童生徒と義務教育未修了者・形式卒業者に加え、働き方や生活スタイルの多様化による二地域居住やワーケーションを行う家庭への支援に留まっていること⁹に鑑みると、通学を前提としない非通学の就学を不登校児童生徒に限定せず認めることに関しては、依然慎重な姿勢を見せている。

IV おわりに

これまでCOVID-19流行下における就学義務制をめぐる議論の展開を俯瞰した。そこでは、アメリカの事例を参照した2つのホームスクールの分類や、その一方である「拡張のホームスクール」の実現可能性が大きく開けてきたことを示してきた。しかし、本論が触れてきた展望はあくまで可能性や就学義務制に関わる権利の保障という観点から新しい制度の確立を目指すものであり、渡部が行った就学義務制の再定位と同様に実現には課題が残る。

例えば、滝沢は通学を前提としない非通学の非一

条校を就学義務の対象として捉えることの課題として、非一条校が提供するオンライン学習の質保障や教育の市場化・民営化による公教育の解体・脆弱化の回避、またホームスクーリングによる制度の移行においては、その主体となる「保護者の弱さ」への配慮や公共性の確保などを挙げている。一方、貞広の主張は学校とホームスクールを連携させることで後者の制度の移行による課題は緩和できるような仕組みづくりを提起している。この仕組みには、学校とホームスクールの連携はもちろんのこと、学校外の場所から学校の授業を受けることができるようなICTの整備が必要となる。

しかし、森田（2020）は、休業化への対応は、それまでに行われてきた遠隔教育への準備状況によって、地域や学校間の違いの大きさが顕著であることを明らかにしている。また、中村ら（2023）の調査では、アンケート調査の結果より、学校のICT活用格差の背景の少なくとも一部は児童生徒の出身家庭の格差が存在することを指摘している。これら2人の知見を踏まえると、学校のICT化には、コロナ禍以前から格差が存在し、コロナ禍におけるICT活用格差には少なくとも家庭間の格差も関わっていることがわかる。つまり、学校とホームスクールを連携させる制度の醸成と同時に学校間、ないしは家庭間のICT活用格差を埋めるような支援の仕組みづくりが必要となってくるのではないだろうか。

例えば公立学校情報機器整備費補助金事業の一環として、ICTを利用する上で必要になるルータが普及していない課程への貸与が計画されていた。しかし、令和5年2月13日に出了された調査結果¹⁰によると、全体の約65%のルータが未使用であったこと、その要因として約76%の自治体が、「貸与希望が想定より少なかった」と回答している。ルータ未使用の要因は様々あると考えられるが、貸与希望が想定より少なかったことは、コロナ禍以前より、既に全国的に普及しているため貸与する必要がなかったのか、はたまたルータを貸与することの周知が不十分だったのか、双方の判別はつけられない。しかし、ICTの活用格差を埋めるような施策を画策し、適切な予算の分配を行う上で、改善しなければならない課題の一つであることは明らかである。

もちろん例に挙げたルータのようなハード面の拡張による選択肢の増加だけでなく、就学義務を多様な選択肢がある前提で保障していくには、後藤

（2020）が指摘するような選択肢を自らが望む生き方の実現へとつなげるための支援というソフト面も同時に考える必要がある。本稿で焦点を当てた自宅で行った学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数の実態では制度面での一部拡充が見受けられたが、一方で拡充した教育への質保証はそれほど確認されていない。宮口（2020a）がアメリカの事例から指摘したように、広範な自由が認められることによって、最低限必要な教育が提供されない事態を国家が容易には把握できなくなる状況が十分起こりえることに関しては、新たな規制、または国家が把握できるような仕組みづくりが求められる。

また、COVID-19流行下において、宮口（2020b）が分類した「拡張のホームスクール」に関する議論の展望は確認できたが、「退出のホームスクール」に関する議論に関してはあまり進展が見られない。コロナ禍で一気に進んだ拡張のホームスクールの事例研究の蓄積を今後の課題とした上で、退出のホームスクールによる学校外の教育の提供主体による教育への壁を明らかにしていく必要があるだろう。

【注】

- (1) 佐古（2021）「新型コロナウイルス感染症の教育経営研究・実践への示唆」p.132
- (2) 田邊（2022）「日本の就学義務制に関する研究の展開（1）―「学校に行かない」ことを自ら選択した児童の発現を端緒として―」p.2
- (3) 雪丸（2007）「就学義務制度上における契約概念の検討」p.135
- (4) 樋田（1997）「『不登校を克服することで一段と成長する』―登校の正当性をめぐる言論のたたかい」p.198
- (5) 谷口（2016）「教育の多様性と機会均等の政策論的検討―教育機会確保法案の分析を通じて―」p.16
- (6) 石井（2016）「福祉国家における義務教育制度と学校づくり『多様な教育機会確保法案』の制度論的・政策論的検討」p.38
- (7) 宮口（2020b）「学校教育とホームスクール―家庭を学習拠点とする義務教育機会の諸相」p.31、() 内筆者加筆
- (8) 令和2年4月10日文科科学省「新型コロナウ

イルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」を指す。

- (9) 文部科学省（2023）「義務教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ（案）」を参照。
- (10) 令和2年4月10日「公立学校情報機器整備費補助金事業（家庭学習のための通信機器整備支援事業）で整備したルータの家庭学習における使用促進及びその他の有効活用について」を指す。

【引用・参考文献】

- ・石井拓児（2016）「福祉国家における義務教育制度と学校づくり『多様な教育機会確保法案』の制度論的・政策論的検討」『日本教育政策学会年報』第23号、pp.28-43
- ・伊藤進（2000）『教育私法論』信山社
- ・植野妙美子（2014）「憲法価値と公教育」日本教育法学会編『教育法の現代的争点』法律文化社、pp.26-31
- ・兼子仁（1989）『行政法と特殊法の理論』有斐閣
- ・喜多明人（2017）「不登校の子どものための教育機会確保法—その読み方」フリースクール全国ネットワーク・多様な学び保障法を実現する会編『教育機会確保法の誕生 子どもが安心して学び育つ』東京シュレー出版、pp.153-180
- ・後藤武俊「公教育の射程と困難を抱える子ども・若者への教育保障」大桃敏行、背戸博史編『日本型公教育の再検討—自由、保障、責任から考える』岩波書店、pp.89-110
- ・小早川倫美、榎景子（2022）「COVID-19発生以降の教育経営にかかる実態と課題をめぐる研究動向」『日本教育経営学会紀要』第64号、pp.172-181
- ・佐古秀一（2021）「新型コロナウイルス感染症の教育経営研究・実践への示唆」『日本教育経営学会紀要』第63号、pp.132-134
- ・貞広斎子（2020）「パンデミックが加速する学校システムの変革と課題—Society5.0時代の教育の質保証と社会的公正確保に向けて—」『教育制度学研究』27号、pp.24-42
- ・末富芳（2021）「一斉休校と子ども・若者・家族—誰が実態をとらえ支援したのか？—」『日本教育行政学会年報』第47巻、pp.198-201
- ・滝沢潤（2021）「『就学』と『通学』の分離による普通教育機会保障制度の再構築」『教育学研究』第88巻4号、pp.532-544
- ・田邊良祐（2022）「日本の就学義務制に関する研究の展開（1）—「学校に行かない」ことを自ら選択した児童の発現を端緒として—」『岐阜協立大学論集』第55巻3号、pp.1-16
- ・谷口聡（2016）「教育の多様性と機会均等の政策論的検討—教育機会確保法案の分析を通じて—」『教育制度学研究』第23号、pp.2-19
- ・中野進（1999）『在学契約上の権利と義務—「個人の尊重」を中心に据えて—』三省堂
- ・中村高康、松岡亮二、香川めい（2023）「コロナ禍が学校・児童生徒に及ぼした影響」『週刊教育資料』第1689号、pp.20-25
- ・成嶋陸（1994）「教育と憲法」樋口陽一編『講座憲法学4 権利の保障【2】』日本評論社、pp.105-130
- ・樋田大二郎（1997）「『不登校を克服することで一段と成長する』—登校の正当性をめぐる言論のたたかい」今津孝次郎、樋田大二郎編『教育言説をどう見るか 教育を語ることばのしくみとはたらき』新曜社、pp.185-206
- ・水本徳明（2021）「教育経営の実践と研究は何を問われているのか」『日本教育経営学会紀要』第63号、pp.129-131
- ・宮口誠也（2020a）「就学義務制の再考」大桃敏行、背戸博史編『日本型公教育の再検討—自由、保障、責任から考える』岩波書店、pp.39-62
- ・宮口誠也（2020b）「学校教育とホームスクール—家庭を学習拠点とする義務教育機会の諸相」『日本教育政策学会年報』第27号、pp.25-38
- ・森田愛子（2020）「緊急アンケートの分析とその分析から見えてきた課題」広島大学教育ヴィジョンセンターほか編『ポスト・コロナの学校教育』溪水社、pp.12-16
- ・文部科学省（2020）「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（最終閲覧：2024年1月13日）
- ・文部科学省（2021）「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（最終閲覧：2024年1月13日）

- ・文部科学省（2023）「義務教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ（案）」（最終閲覧：2024月1月13日）
- ・文部科学省（2023）「（事務連絡）公立学校情報機器整備費補助金事業（家庭学習のための通信機器整備支援事業）で整備したルータの家庭学習における使用促進及びその他の有効活用について（依頼）」（最終閲覧：2024月1月13日）
- ・文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」令和元年度、2年度、3年度、4年度
- ・雪丸武彦（2007）「就学義務制度上における契約概念の検討」『教育制度学研究』第14巻、pp.130-143
- ・渡部昭男（2009）「子どものニーズと就学義務制—必要原理に基づく教育行政への展望」平原春好編『概説 教育行政学』東京大学出版、pp.133-152